

関原発 第142号
2022年 6月17日

経済産業大臣
萩生田 光一 殿

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝

美浜発電所第3号機原子力発電工作物に係る
使用前検査申請書の記載内容変更について

2021年4月7日付け関原発第18号で申請（2021年5月12日付け関原発第91号及び2021年8月2日付け関原発第305号で申請書の記載内容変更）しました美浜発電所第3号機原子力発電工作物に係る使用前検査申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、原子力発電工作物の保安に関する命令第19条第3項の規定により提出いたします。

1. 使用前検査申請書

美浜発電所第3号機

使用前検査申請書番号

関原発第 18号 (2021年 4月 7日)

以下、使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

関原発第 91号 (2021年 5月12日)

関原発第305号 (2021年 8月 2日)

2. 変更内容及び理由

2. 1 使用前検査申請書

(変更前)

2021年8月2日付け関原発第305号の申請書記載事項

検査希望年月日	(一号) 自 2021年 6月 至 2022年 9月
	(五号) 自 2022年 8月 至 2022年 9月
使用開始予定年月日	2022年 9月
原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日	2021年 4月 7日 2021年 5月12日 2021年 7月 5日 2021年 8月 2日

(下線は変更部分)

(変更後)

検査希望年月日	(一号) 自 2022年 6月17日 至 2022年 7月28日
	(五号) 自 2022年 6月17日 至 2022年 7月28日
使用開始予定年月日	2022年 7月28日
原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日	2021年 4月 7日 2021年 5月12日 2021年 7月 5日 2021年 8月 2日 <u>2022年 2月 7日</u> <u>2022年 3月15日</u> <u>2022年 6月17日</u>

(下線は変更部分)

2. 2 添付資料-1 工事の工程に関する説明書

添付資料のとおり

2. 3 添付資料-2 工事の工程における放射線管理に関する説明書

変更なし

変更理由

検査工程の見直しに伴い、使用前検査の「検査希望年月日」及び「使用開始予定年月日」を変更する。

併せて、「原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日」の申請日を追加する。

<添付資料>
「工事の工程に関する説明書」変更前後比較

(変更前)

2021年8月2日付け関原発第305号の申請書記載事項

(添付資料-1)

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2021年					2022年						
	2月	3月	4月	5月	6月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
特定重大事故等対処施設設置工事 原子炉冷却系統設備 原子炉格納施設	工事期間											
					←————→							
					△ 使用前検査(一号)							
					←————→ ▲ 使用前検査(五号)							

△ 材料検査、寸法検査、外観検査、組立て及び据付け状態を確認する検査、耐圧検査、漏えい検査

▲ 機能・性能検査

(変更後)

(添付資料-1)

工事の工程に関する説明書

年月 項目	2021年				2022年				
	4月	5月	6月	12月	1月	2月	6月	7月	8月
特定重大事故等対処施設設置工事 原子炉冷却系統設備 原子炉格納施設					工事期間				
							←→ △ 使用前検査(一号)		
						←→ ▲ 使用前検査(五号)			

△ 材料検査、寸法検査、外観検査、組立て及び据付け状態を確認する検査、耐圧検査、漏えい検査

▲ 機能・性能検査

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正（令和2年4月1日施行）に伴い、使用前検査申請書中「原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日」とあるのは「原子炉等規制法第43条の3の11第3項の確認のための申請をした場合は、その年月日」と読み替えるものとする。